

Ponta 会員向け OPEN POINT サービス 利用規約

第1条 （目的）

この規約（以下、「本規約」といいます。）は、本規約第2条に規定するサービス（以下「OPEN POINT サービス」といいます。）に関する規定を定めるものです。日本で株式会社ロイヤリティマーケティング（以下、「当社」といいます。）が運営・提供している共通ポイントプログラム「Ponta」と、中華民国で President Chain Store Corporation（以下、「PCSC」といいます。）が運営・提供している共通ポイントプログラム「OPENPOINT」（以下、「OPENPOINT プログラム」といいます。）は別のサービスであり、そのご利用に関してはそれぞれの運営企業が別途定めるところによります。また、本規約に定めのない事項は、Ponta 会員規約等当社が定めた規約に従うものとします。

第2条 （OPEN POINT サービス）

OPEN POINT サービスは、本規約に同意した Ponta 会員（以下、「OPEN POINT サービス会員」といいます。）に対して当社が提供するサービスです。本規約は、当社、PCSC 及び OPEN POINT サービス会員の利益を保護し、OPEN POINT サービス会員と当社との間の契約を構成することを目的としています。

第3条 （OPEN POINT の積立）

1. OPEN POINT サービス会員は、OPEN POINT プログラムの提携店において、専用 WEB サイトに表示される OPEN POINT サービス会員証を決済する際に提示することにより、OPEN POINT サービスのポイント（以下、「OPEN POINT」といいます。）を貯めていただくこと（以下、「積立」といいます。）ができます。ただし、一部対象外の店舗もございます。詳しくは提携店の告知をご確認ください。
2. 一部の取引は OPEN POINT の積立の対象外となります。詳しくは提携店の告知をご確認ください。

第4条 （OPEN POINT の有効期限）

1. OPEN POINT の有効期限は、原則積み立てられた日が属する年の翌年の末日までとなります。
【例】2023/8/1 に積み立てられた OPEN POINT の有効期限は、2024/12/31 までとなります。
また、当社はキャンペーン等において異なる有効期限の OPEN POINT を発行する場合があります。その場合の有効期限については、当該キャンペーンのご案内等の当社からの告知をご確認ください。
2. OPEN POINT はすべて有効期限内に使用することができ、有効期限日の 23:59 に失効となります。提携店でのポイント加算・交換活動は、現地発表となります。事前の告知はございません。
【例】積立されたポイントの有効期限が 2023/3/9 の場合、2023/3/9 23:59 までに使い切る必要があり、それ以降は自動的に失効します。

第5条 （OPEN POINT のご利用）

1. OPEN POINT サービス会員は、積み立てられた OPEN POINT を、OPEN POINT プログラム提携店が提供する商品もしくはサービスとの交換またはその代金の全部もしくは一部に充当すること（以下、「ポイントのご利用」といいます。）ができます。OPEN POINT1 ポイントにつき 1 元相当としてご利用いただけます。OPEN POINT のご利用は、有効期限の早い OPEN POINT から先に適用されます。

2. 一部の取引は OPEN POINT のご利用の対象外となります。詳しくは提携店の告知をご確認ください。

第6条 (OPEN POINT と Ponta ポイントの交換)

OPEN POINT サービス会員は、専用 WEB サイトより、OPEN POINT1 ポイントを Ponta ポイント 4 ポイントに交換することができます。また Ponta ポイント 4 ポイントは OPEN POINT1 ポイントに交換できます。

第7条 (サービスの変更)

当社及び PCSC は、別途通知することなく、いつでも OPEN POINT サービスまたは OPEN POINT プログラムのサービス、アイテム、コンテンツ、機能の全部または一部を追加、縮小、変更することができるものとします。

第8条 (個人情報等の保護)

1. 当社は、OPEN POINT サービスを通じて蓄積される OPEN POINT サービス会員の情報を、Ponta 会員規約の第二章(会員の個人情報等の取得・利用・提供の同意に関する規定)に基づいて取り扱います。
2. PCSC は、Ponta 会員規約第二章第 4 条に基づき提供を受けた OPEN POINT サービス会員の情報を、PCSC のプライバシーポリシーに基づいて取り扱います。なお、PCSC は、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報の保護のための措置を講じています。
中華民国における個人情報保護に関する制度について日本の個人情報保護委員会が公表しているものは、[こちら](#)からご確認いただけます。

第9条 (児童・青少年保護)

インターネットを利用する子どもや若者の安全を確保するため、保護者は、18 歳未満の子どもや若者がアクセスできないように、コンテンツが制限されていると表示されている場合は、そのコンテンツに応じて、保護者、または子どもや若者を実際に世話する人が閲覧するようにする必要があります。

第10条 (OPEN POINT サービス会員の遵守義務)

OPEN POINT サービス会員は、OPEN POINT サービスを違法な目的または違法な方法で使用しないことを約束し、現地の法律及び規制、ならびにインターネットの使用に関連するすべての国際慣行を遵守することを約束するものとします。OPEN POINT サービス会員が地域外のユーザーである場合、OPEN POINT サービス会員は、OPEN POINT サービス会員の国または地域の法律を遵守することに同意するものとします。OPEN POINT サービス会員は、以下の事項を含むがこれに限定されない、他者の権利を侵害する目的または違法な目的で OPEN POINT サービスを使用しないことに同意し、保証します。

(1) 中傷的、虐待的、脅迫的、攻撃的、下品、わいせつ、不実、公序良俗に反する、またはその他いかなる種類の違法なテキスト、画像、ファイルを公開または送信する。

(2) 他者の評判、プライバシー、企業秘密、商標、著作権、特許、その他の知的財産権及びその他の権利を侵害し、損害を与えること。

- (3) 法律上または契約上の守秘義務に違反すること。
- (4) 他人の名義で **OPEN POINT** サービスを利用すること。
- (5) コンピュータウイルスを送信または頒布すること。
- (6) 当社または **PCSC** が事前に許可していない商行為を行うこと。
- (7) スパム、チェーンレター、違法または無許可のマルチレベル・マーケティング・メッセージ及び広告を公開、送信、または送付すること、または他者の知的財産権を侵害する、または法律に違反する情報を保存すること。
- (8) 他の **OPEN POINT** サービス会員または第三者に対して迷惑、不快感を与える行為、またはインターネット上の常識に反する行為。
- (9) その他、**OPEN POINT** サービスの提供目的に反する行為、またはが不適切と判断する合理的な理由のある行為。

第 11 条（サービスの停止）

当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合、**OPEN POINT** サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 専用 **WEB** サイトまたは **OPEN POINT** ウェブサイト上の電子通信機器について、必要な保守・作業を行う場合。
- (2) 専用 **WEB** サイトまたは **OPEN POINT** プログラムのシステムの障害が発生した場合。
- (3) 専用 **WEB** サイトまたは **OPEN POINT** ウェブサイトで申し込まれた電子通信サービスが停止し、サービスの提供ができなくなった場合。
- (4) 天災地変等、当社又は **PCSC** の責に帰すべからざる不可抗力により、**OPEN POINT** サービスを提供できない場合。

第 12 条 （免責）

- 1. **PCSC** を含む当社以外の第三者に起因する事情により **OPEN POINT** サービスが提供できない場合、当社は **OPEN POINT** サービスを提供する義務を負いません。
- 2. **OPEN POINT** サービスの利用に際して、当社は、次の各号に該当する損害について、一切の責任を負いません。
 - (1) 第三者による **OPEN POINT** サービス会員証の不正取得、**OPEN POINT** サービス会員証が登録されているスマートフォン端末の盗難、紛失、破損、その他 **OPEN POINT** サービス会員による管理不足、利用上の過誤、第三者の利用によって受けた損害
 - (2) **OPEN POINT** プログラム提携店での **OPEN POINT** の積立またはご利用に際して発生した端末やアクセサリの破損、紛失によって受けた損害
 - (3) 通信回線提供会社に起因する不具合、端末の不具合及び本ソフトウェアがインストールされたアプリケーション等の不具合により、**OPEN POINT** の積立、ご利用または交換ができないことによって **OPEN POINT** サービス会員が受けた損害
 - (4) **OPEN POINT** サービス会員証の無断改変、不正アクセス、コンピュータウイルスの混入等が行われたことによって受けた損害
 - (5) **OPEN POINT** サービスに表示される内容が有効でない場合（広告やクーポンの有効期間が切れ

ていること等を含みますが、これらに限りません）又は **OPEN POINT** サービスに表示されたクーポンや広告で表示された商品やサービスの利用が出来なかった場合に受けた損害

(6) **OPEN POINT** サービス会員証に事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害等を含みますが、これらに限りません）があったことによって受けた損害

(7) その他、当社又は **PCSC** の責に帰することのできない事由により発生した損害

(8) 自然災害、人災、システムの移転、交換、アップグレード、メンテナンス、故障修理、データベースの異常などにより、**OPEN POINT** サービス会員が **OPEN POINT** の積立・ご利用・交換のために **OPEN POINT** サービスを使用することができない場合でも、当社又は **PCSC** は一切責任を負いません

(9) **PCSC** と当社間のシステム障害により、**OPEN POINT** サービスが利用できない場合でも、**PCSC** と当社は一切の責任を負いません

第 13 条 （知的財産権保護）

1. **OPEN POINT** サービスで使用するソフトウェアやプログラム、サービスの内容（文章、画像、ファイル、情報、データ、サービス構造、サービス画面の配置、ウェブページのデザインなど）は、当社またはその他の権利者の商標、特許、著作権、営業秘密、独自技術など法律に基づく知的財産です。**OPEN POINT** サービス会員は、上記のいかなるものも使用、変更、複製、公衆送信、翻案、配布、出版、一般公開、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆コンポジションすることはできません。**OPEN POINT** サービス会員は、知的財産権を尊重する責任を負い、違反した場合には、当社または **PCSC** に対して損害賠償責任（裁判費用、弁護士費用を含むが、これに限定されない）を負います。
2. **OPEN POINT** サービス会員は、他者の知的財産権を尊重するという原則のもと、**OPEN POINT** サービスを利用する際に、他者の知的財産権を侵害しないことに同意するものとします。**OPEN POINT** サービス会員が侵害行為に関与した場合、当社は **OPEN POINT** サービスの全部または一部を停止することができるものとします。

第 14 条 （退会）

OPEN POINT サービス会員が **Ponta** ポイントサービスを退会した場合は、**OPEN POINT** サービスからも退会となるものとします。**OPEN POINT** サービス会員が **Ponta** ポイントサービスから退会を希望する場合は、**Ponta** 会員規約に定められた方法で退会をお申し出ください。

第 15 条 （サービスの終了）

当社は、理由のいかんを問わず都合により、**OPEN POINT** サービスを終了することがあります。この場合、既に積立された **OPEN POINT** のご利用等ができなくなる場合があります。なお **OPEN POINT** サービスを終了する場合、原則として 1 ヶ月前までに公表又は通知します。

第 16 条 （本規約の変更）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合に、法令に定める範囲内で本規約を変更できるものとします。

- (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項による本規約の変更内容を「PontaWeb」その他相当の方法で公表又は会員に電子メールで通知します。当該変更は、公表、通知の際に定める原則として 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第 17 条 (準拠法及び管轄裁判所)

本規約の準拠法は日本法とします。OPEN POINT サービスに起因または関連して OPEN POINT サービス会員と当社の間が生じた紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

<2023 年 7 月 14 日制定>

<2024 年 5 月 31 日改定>